

総務常任委員会関係

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																		
(警察職員の特殊勤務手当)	(警察職員の特殊勤務手当)																		
第14条 警察職員の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。	第14条 警察職員の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。																		
(1)～(17) ー略ー	(1)～(17) ー略ー																		
	(18) 危険鳥獣捕獲作業等手当																		
2 前項の手当は、次の表の左欄に掲げる手当の種類ごとに、同表の中欄に掲げる作業等に従事した場合において、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。	2 前項の手当は、次の表の左欄に掲げる手当の種類ごとに、同表の中欄に掲げる作業等に従事した場合において、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。																		
<table><tr><th>手当の種類</th><th>支給対象作業等</th><th>手当額</th></tr><tr><td colspan="3">(1)～(17) ー略ー</td></tr></table>	手当の種類	支給対象作業等	手当額	(1)～(17) ー略ー			<table><tr><th>手当の種類</th><th>支給対象作業等</th><th>手当額</th></tr><tr><td colspan="3">(1)～(17) ー略ー</td></tr><tr><td>(18) 危険鳥獣捕獲作業等手当</td><td>イ 警察職員が危険鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第6項に規定する危険鳥獣をいう。）の捕獲若しくは殺傷又はこれらの補助の作業で人事委員会規則で定めるものに従事した場合（同一の日に口に掲げる作業に従事した場合を除く。）</td><td>同 1,100円</td></tr><tr><td></td><td>ロ 警察職員がイに掲げる作業のうち人事委員会規則で定める著しく危険な作業に従事した場合</td><td>同 1,640円</td></tr></table>	手当の種類	支給対象作業等	手当額	(1)～(17) ー略ー			(18) 危険鳥獣捕獲作業等手当	イ 警察職員が危険鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第6項に規定する危険鳥獣をいう。）の捕獲若しくは殺傷又はこれらの補助の作業で人事委員会規則で定めるものに従事した場合（同一の日に口に掲げる作業に従事した場合を除く。）	同 1,100円		ロ 警察職員がイに掲げる作業のうち人事委員会規則で定める著しく危険な作業に従事した場合	同 1,640円
手当の種類	支給対象作業等	手当額																	
(1)～(17) ー略ー																			
手当の種類	支給対象作業等	手当額																	
(1)～(17) ー略ー																			
(18) 危険鳥獣捕獲作業等手当	イ 警察職員が危険鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第6項に規定する危険鳥獣をいう。）の捕獲若しくは殺傷又はこれらの補助の作業で人事委員会規則で定めるものに従事した場合（同一の日に口に掲げる作業に従事した場合を除く。）	同 1,100円																	
	ロ 警察職員がイに掲げる作業のうち人事委員会規則で定める著しく危険な作業に従事した場合	同 1,640円																	